

松下 勝則 様

岩手県知事 達増 拓也



開示決定等延長通知書

平成25年4月8日付けで請求のありました行政文書の開示について、情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長します。

行政文書の表示	1 「廃第655号 平成25年1月24日 別紙2」の基となったデータ 2 「廃第92号 平成24年5月21日 別紙」の基となったデータ
延長前の期間	平成25年4月8日から (15日間) 平成25年4月22日まで
延長後の期間	平成25年4月8日から (45日間) 平成25年5月22日まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書が著しく大量にあること、年度当初であり災害廃棄物処理業務が集中し業務間の調整に時間を要するため。
担当課等	環境生活部廃棄物特別対策室 災害廃棄物処理企画担当 電話 (019) 629-6943 (直通)
備考	

備考1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって異議申立てをすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起するに決まることができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てを提起することになります。

3 「開示の実施に要する費用の額」とは、行政文書の写し、複製物又は行政文書を紙その他これに類するもの費用の額を記載しています。若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととされる日までに開示の実施の方法等を申し出ることができないとき又は指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へご連絡ください。

5 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。